

意見書

平成21年3月16日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会長 様

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんばんにごう
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 KDDI株式会社

代表取締役社長兼会長 おの でら ただし 小野寺 正

メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成21年2月24日付け情郵審第19号で公告された接続約款の変更案(長期増分費用方式に基づく平成21年度の接続料等の改定)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

今回申請されたLRIC方式に基づく平成21年度の接続料については、接続料規則に則って適切に行われたものと理解しています。

なお、LRIC方式に基づく接続料については、平成17年度から段階的に行われてきたNTSコストの控除が平成21年度で完了する一方、ユニバーサルサービス制度の利用者負担の抑制を図る観点から、当面の間の措置としてき線点RT-GC間伝送路費用の接続料への段階的な再算入が行われています。このため、平成22年度以降の接続料水準は、トラフィックの減少や保守コストの増加と相まって大幅に上昇する可能性があります。

現行のLRIC方式の算定モデル(4次モデル)の適用期間は平成22年度までとされていますが、上記の状況を踏まえれば、適用期間中であっても柔軟に算定方法を見直すべきであるため、NTT東・西は早期にレガシー系サービス(音声通話やドライカップ)の扱い及びNGN・光サービスへの移行に関する計画等の情報を明らかにすることが適当です。その上で、公の議論として、NTT東・西のネットワーク全体のコストを見据えて、レガシー系サービスを含む各サービスの接続料算定の方法やユニバーサルサービス制度の在り方等について総合的な見直しを早急に行い、ネットワークの効率性、ひいては国民的利益を担保する必要があると考えます。

以上